

《らく相談室まなえだ》運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、《株式会社ブライト》(以下、「事業者」という。)が開設する《らく相談室まなえだ》(以下、「事業所」という。)において行う指定通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児(以下、「利用者」という。)及びその利用者に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な指定通所支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

(1) 児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活におけるコミュニケーション能力を高められるよう、言語発達促進のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

(2) 放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が日常生活におけるコミュニケーション能力を高められるよう、言語発達促進、言語発達に即した学習支援に必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業所の従業者は、指定通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年大津市条例第31号)その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 《らく相談室まなえだ》

(2) 所在地 《大津市梅林1丁目3-13 リンカーンビル2階》

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員。管理者兼務)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する事業以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、事業の目標及びその達成時期、事業を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 個別支援計画の原案の内容を利用者及び保護者に対して説明し、文書により利用者及び保護者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者及び保護者に交付すること。

(エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者について継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、指定通所支援事業者に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員又は保育士 2名以上(常勤1名以上、非常勤1名以上)

児童指導員又は保育士は、利用者に対して、適切な指導訓練を行う。

(4) 事務職員 1名以上(非常勤1名)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、夏季休暇、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。
研修会・学会出席等のため臨時休業する場合があります。

(2) 営業時間

9時15分から18時15分まで

(3) サービス提供時間

(児童発達支援)

月曜日 13時から17時まで

火曜日 9時15分から17時まで

水曜日 9時15分から12時15分

木・金曜日 9時15分から15時30分まで

ただし、夏季休暇、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。
研修会・学会出席等のため臨時休業する場合があります。

(放課後等デイサービス)

月・火曜日 17時から18時まで

水曜日 13時から18時15分まで

木・金曜日 15時45分から17時45分まで

ただし、夏季休暇、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。
研修会・学会出席等のため臨時休業する場合があります。

(利用定員)

第6条 事業所において提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、合計して10名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、言語障害（知的障害、自力で座位保持ができ移動可能な身体障害、発達障害に伴うもの）とする。

(指定通所支援の内容)

第8条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

(児童発達支援)

- (1) 言語・コミュニケーション領域の指導
- (2) 認知・行動領域の指導
- (3) 人間関係・社会性領域の指導
- (4) 運動・感覚領域の指導
- (5) 健康・生活領域の支援

- (6) 保護者相談
- (7) 在籍園との連携

(放課後等デイサービス)

- (1) 言語・コミュニケーション領域の指導
- (2) 認知・行動領域の指導
- (3) 人間関係・社会性領域の指導
- (4) 運動・感覚領域の指導
- (5) 健康・生活領域の支援
- (6) 言語発達に即した学習支援
- (7) 保護者相談
- (8) 在籍校との連携

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 指定通所支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない指定通所支援を提供した際には、保護者から指定通所支援に係る指定通所支援費用基準額（法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）の支払いを受けるものとする。

3 指定通所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものの実費については保護者から徴収するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、該当費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、大津市及び草津市、守山市、京都市の全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者及び保護者は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者、又は児童発達支援管理責任者に報告するものとする。

2 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る指定障害児通所支援事業所、都道府県、市町村、保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定通所支援に関する利用者及び保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の条を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、社会福祉法（昭和20年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85号の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。その職を退いた後も同様とする。

3 事業所は、他の指定通所支援事業所等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年2回以上行うものとする。

(感染施策対策等)

第16条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続に向けた取組等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発時において、利用者に対する児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見人制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業者は、事業所において適切な指定通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年5回以上
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

(委任)

第21条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この規程の一部を改訂し、平成30年4月5日から施行する。
- 3 この規程の一部を改定し、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部を改定し、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この規程の一部を改定し、令和4年4月1日から施行する。
- 6 この規程の一部を改定し、令和5年4月1日から施行する。
- 7 この規程の一部を改定し、令和5年5月15日から施行する。
- 8 この規定の一部を改訂し、令和6年6月15日から施行する。